

Q. 無料回収の業者に現場のダンボールを渡しても良い？

A. いけません。廃棄物処理法の委託基準違反に該当します。

■引き渡す条件と排出事業者として必要な手続き

引渡す条件	イメージ	必要となる手続き
売却		<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約の締結 ・売却の証明となる伝票 等
無償又は回収費を払う		<ul style="list-style-type: none"> ・処理委託基準の遵守 (処理委託契約の事前の締結 等) ・マニフェストの交付、管理

◇予定に無い業者への引渡しは絶対にダメ！

現場から排出されるものでも売却できるものは廃棄物ではないため、処理委託契約の締結やマニフェストの交付は不要ですが、売買契約や売却の際の伝票など何らかの書類のやり取りは必要です。

無料で引き渡す、あるいは費用を払って引き取ってもらう場合は、廃棄物の処理委託になるので、必ず事前に廃棄物処理法に則った処理委託契約の締結やマニフェストの交付など、廃棄物処理委託基準を守らなければいけません。

「専ら業者^{*}なので契約やマニフェストなどは不要です」と業者から説明される場合もあるかもしれませんが、専ら業者であっても、廃棄物を引き渡す場合は、事前に処理委託契約の締結が必ず必要です。

どのような業者、どのような引渡しの条件であっても、「事前に契約を結んでいない」、「回収を依頼していない」業者へは、廃棄物を引き渡さないということが大切です。

※専ら業者：専ら物のみを専門に扱う業者のこと。専ら物以外の処理も行っている場合は専ら業者ではない。
専ら物：「専ら再生利用の目的となる廃棄物」の略称。古紙、くず鉄、空きビン類、古繊維の4種類を指す。

今回のポイント

契約が無い、予定にない業者には廃棄物を渡さない！！